

公立大学法人県立広島大学

平成27年度 年度計画

平成27年3月

I 実践力のある人材の育成（教育の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 教育に関する取組

1-1 教育内容の質的向上・質的転換

(1) 教育課程（プログラム）の体系化

① 人材育成目標の明確化

- 入学者選抜状況、国家試験合格率を含む学修成果、求人・就職状況、実習施設での学生に対する評価、卒業生に対する評価などから、必要があれば、各学部等の人材育成目標の改定を行う。（各学部・学科等、総合教育センター）
 - 総合学術研究科経営情報学専攻の改革案に基づく人材育成目標を、所定の手続きを経て公表する。
 - 経営専門職大学院(MBA)の設置認可を受けて、MBAの人材育成目標を公表する。
- (1)

② 学位授与方針等の策定

- 全学（大学・大学院）及び各学部・各専攻において、学部長・学科長や研究科長・専攻長が中心となって、学位授与方針等3つの方針の妥当性と整合性について、卒業（修了）時の学生の満足度等に留意し、継続的に検証する。
 - 「高大接続改革実行プラン」に基づく改革の方向性に留意し、関係情報の収集等に努めるとともに、3つの方針の一体的な策定の義務化に関する理解を深める。
 - 経営情報学専攻の改革案に基づき策定した3つの方針を確定し、公開する。
 - 平成28年4月のMBA開設に向け、3つの方針を実現するための体系的な教育プログラムを構築する。
- (2)

③ 教育プログラムの改善と構造の明示

- 全学共通教育の新プログラム（平成27年度入学生から適用）の運用を円滑に開始するため、新入生に対して同プログラムの構造等を丁寧に説明するとともに、チューター等による個別の履修指導をきめ細かに行う。
 - 各学部・学科の専門教育プログラムの改善・運用状況を、学生アンケート等の結果に基づき検証し、更なる改善に取り組む。
 - 引き続き、ナンバリングや履修系統図の導入について、他大学の取組や先進事例の調査を続けるとともに、効果的な導入に向けた取組を継続する。
- (3)

(2) 組織的な教育の実施と学修時間の実質的な増加・確保

④ 教員間の連携と協力による組織的教育の実施と大学教育の質的転換

- 大学教育再生加速プログラム（AP）の主要な取組の一つとして、各学部・学科等における教育改革（授業改善や教育プログラムの体系化等）をリードする、ファカルティ・ディベロッパーの養成に資する講座を開設する。
- 健康科学科において、管理栄養士養成課程に係る新教育プログラムについて、関係各授業科目の位置づけや達成目標を教員間で相互に確認し、コースカタログ（授業案内）・シラバス（授業概要）の改善につなげるとともに、新教育プログラムへの移行を適切に進める。
- 保健福祉学部において、高等教育推進部門学部会議と各学科が連携し、科目間・教員間連携を学部や学科レベルで促進する。
- 生命システム科学専攻博士課程前期（修士課程）において開設した留学生対象の英語による履修コース（イングリッシュトラック）について、教員間の密接な連携により円滑なコース運営を図る。
- 全学共通教育の新プログラムについて、その理念を学生及び教職員に対し十分に説

明し共有する。その上で、担当者による授業改善の試みを全学的に共有するとともに、教育効果の検証に努める。(4)

⑤ 教育内容・方法の改善に資するFDの推進

- 国際文化学科において、授業改善に資するピア・レビューを継続するとともに、アクティブ・ラーニングの具体的な取組やその検証結果の共有化を図る。
- 健康科学科において、学外実習運営等ワーキングを開催し教員間の連携を強化する。また、特別な支援を要する学生に関する情報共有を毎月1回行い、学科教員等によるチーム支援を行う。
- 経営情報学部や生命環境学部において、ピア・レビューの拡充等、学部・学科レベルでのFD活動を推進する。
- 保健福祉学部において、教育内容・方法の改善に向けてティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップを開催する。
- 総合学術研究科において、大学院生に対するアンケート調査を実施し、課題の抽出に努め満足度の向上につなげる。
- 総合教育センターにおいて、「授業改善」に係るFD活動を継続するとともに、教育プログラムの体系化や入試改革等、急速に進む教育改革に関する情報の共有化を促進する。(5)

⑥ 学修成果の把握と検証

- 国際文化学科において、新カリキュラムの導入と履修プログラムの設定により、学生の主体的な学修を促すとともに、その成果をアンケート調査等で検証する。
- 健康科学科において、管理栄養士養成課程に関する学生によるプログラム評価の一端として、学修成果について調査し、その結果を検証する。
- 経営情報学部において、情報活用力診断テスト等の受検を引き続き促進し、学生(入学時と3年次)の学修成果の把握に努める。
- 生命環境学部において、新カリキュラムの検証を学生の履修動向や成績分布状況のデータに基づいて行う。
- 保健福祉学部において、引き続き学科長・チューター等によるチームで、GPA値が低い学生に対する面談や学修支援を行う。
- 学生の状況の把握や学修成果の検証に資する学生意識調査(新入生・上級生対象)を全学で実施する。
- 総合教育センターと経営企画室が連携し、学修成果を客観的に把握・検証するための、より効果的な調査方法並びに分析・活用方法について、他大学の状況を調査し、本学での導入を目指す。(6)

⑦ 適正な成績評価と単位認定

- 各学部及び助産学専攻科において、GPA・GPCの情報を教授会や各学科会議等で共有するとともに、その活用を図る。また、GPA値が低い学生に対して面談や個別指導等を行う。
- 総合学術研究科においてGPA制度の運用を開始し、的確な成績評価と学生指導への活用を図る。
- 平成27年度入学生から適用する新たなGPA制度・CAP制について、「学生便覧」に掲載し、学生に周知徹底するとともに、その運用状況に関する検証を行う。(7)

⑧ シラバス等の充実

- 各学部・学科等において、コースカタログ及びシラバスの記載事項や内容について引き続き検証し、充実を図る。また、年度始めのガイダンスや各授業において、その閲覧・活用を促す。
- 総合学術研究科においても、コースカタログやシラバスの充実と学生の活用を促進

する。

- 総合教育センターにおいて、コースカタログやシラバスの記載内容に関する留意点をまとめたマニュアルを引き続き精査し、その充実を図る。(8)

⑨ シラバス等の公開

- 学生・教職員用の教学システムにより、コースカタログ・シラバスを学内公開するとともに、コースカタログについては本学の公式ウェブ・サイトから検索・閲覧できる仕組みを維持する。
- 生命システム科学専攻博士課程前期（修士課程）において開設したイングリッシュトラックについて、関係授業科目のコースカタログの英語版を作成し、その充実を図る。
- 総合教育センターにおいて教学システムの更新に向けて、学生や教職員の意見を聴取し、同システムの利便性の向上につなげる。(9)

⑩ 学修時間の実質的な増加・確保とその的確な把握

- 新入生意識調査や学生生活実態調査を全学で実施し、学生の学修時間・行動の実態を把握し検証する。
- シラバスを通じた課題の明示、学生による授業評価アンケートにより、学修時間の確保並びにその状況の把握に努める。
- AP 事業推進部会の主導のもと、AP 事業計画に基づき学生の主体的学修（アクティブ・ラーニング）を促す取組を推進するとともに、学修支援アドバイザーの養成等の各種支援制度を構築し、学生の学修意欲の向上に努める。
- ラーニングコモンズの運営等により、アクティブ・ラーニングを促進する学修環境の改善に努める。(10)

(3) 全学的な教学マネジメントの確立

⑪ 全学的な教学マネジメントの確立

- 大学運営や組織体制、職員の能力開発に関する先進事例の把握や課題の抽出に、引き続き取り組む。
- 全学的な教学マネジメントの確立に係る取組を更に進めるため、教育改革推進委員会がより効率的に機能するよう組織改編を行うなど、学長のトップマネジメント体制の構築を促進する。(11)

⑫ 専門的な支援スタッフ等の活用と養成

- AP 事業担当のスタッフを雇用し、同事業を促進するとともに教育改革を支援する。
- 全学的な教学マネジメントの確立に係る取組を更に進めるため、教育改革推進委員会がより効率的に機能するよう組織改編を行うなど、学長のトップマネジメント体制の構築を促進する。【再掲 11】(12)

(4) 教育システムの再編と教育プログラムの再構築

⑬ 全学共通教育推進体制の強化

- 総合教育センターと各学部等が連携し、全学共通教育の新プログラムの運営を開始し、その円滑な実施に資する情報共有を徹底する。また、新プログラムの理念を実現するため、時間割編成において専門科目を配置しないコマの確保（例えば、基盤科目を開講するコマの固定）に努める。(13)

⑭ 副専攻プログラムの導入と他学部履修等の促進

- 平成 27 年 4 月より、全学部全学科を対象とした副専攻プログラムの一つとなる「異文化間コミュニケーション認定プログラム」を開始する。
- 学生の興味関心や各部局等のシーズを生かした新たなテーマの副専攻プログラム

の編成・提供について、具体的に検討する。(14-1)

- 総合教育センターにおいて、全学共通教育科目区分の中に設けられた自由選択科目枠の対象となる科目（一般社団法人教育ネットワーク中国提供単位互換科目、学部開放科目）を明示し、当該科目の履修を促進する。(14-2)

⑮ 学部学科の再編に係る検討

- グローバル化や社会情勢の変化、他大学における大学改革の動向等を踏まえ、本学における学部・学科の再編等、今後のあり方について検討する。(15)

⑯ 修士・博士課程の再編

- MBA の開設に向けた諸準備を、MBA 設置準備委員会及び同設置準備室が中心になって具体的に進める。
- 経営情報学専攻の改革について、改革案の具体化を図るとともに、総合学術研究科の修士・博士課程のあり方について引き続き検討を行う。(16)

1-2 意欲ある学生の確保

⑰ アドミッション・ポリシーの明確化と発信

- 各学部や研究科において、各学部・学科等の強みを生かした教育内容に沿って、アドミッション・ポリシーの点検・見直しを行う。
- 各学部・学科のウェブ・サイトや入試広報用の冊子を活用した広報に加えて、高校訪問、公開授業、オープンキャンパス、高大連携講座等の機会を活用し、アドミッション・ポリシー等の周知を効果的に行う。
- 「高大接続改革実行プラン」に基づく改革の方向性に留意し、関係情報の収集等に努めるとともに、3つの方針の一体的な策定の義務化に関する理解を深める。【再掲2】(17)

⑱ 入学者選抜方法の改善

- 全学及び各学部・学科において、平成 27 年度入試の結果を分析し、必要に応じて入学者選抜方法の見直しを行う。(18-1)
- 全学入試委員会において、全学的な視野から学生定員の適正規模について検討する。
- 経営情報学専攻の改革案に基づいて、同専攻に係る入学定員を平成 28 年度入学者選抜から 10 人とする。
- 平成 28 年 4 月開設予定の MBA について、入学定員を 25 人とし、設置認可を受けて学生募集並びに入学者の選抜試験を実施する。(18-2)

⑲ 戦略的な広報による優秀な学生の確保

- 本学の広報活動に関する課題の抽出や分析結果に基づいて、大学の知名度を更に向上させるため、大学説明会やオープンキャンパス、ホームページの充実を図るなど、あらゆる機会を通じた情報発信・提供を行う。
- 総合教育センターと地域連携センターが連携し、高大連携公開講座（一般社団法人教育ネットワーク中国との共催）の内容と講師の多様化を図る。また、出前講義も含めて、高校訪問を積極的に実施する。
- 総合教育センターが各学部・学科と連携し、高校生への広報資料の一つとして「県立広島大学卒業論文題目・要旨集（平成 26 年度）」をとりまとめる。
- 総合教育センターを中心に行う新入生の志望動機等の分析結果に基づいて、広報室において、効果的な広報活動を行う。(19)

⑳ 社会人の受入れ促進

- 社会人特別選抜入試や科目等履修生・聴講生の受入れなど、社会人の受入れを引き続き実施する。
- 健康科学科において、社会人特別選抜入試の導入に向けて、大学への円滑な適応を考慮した出願要件や選抜方法のあり方について、その具体化を図る。
- 人間文化学専攻において、「社会人学生の受入れ環境の改善に資する方策（申し合わせ）」に基づいて、社会人学生の受入れを積極的に推進する。
- 各専攻において、長期履修学生制度を適切に運用し、社会人教育の充実を図る。
- 総合教育センターを中心として、他大学における履修証明制度の導入状況について情報収集し、各学部や地域連携センターと連携して本学での導入を検討する。
- 総合教育センターにおいて社会人特別選抜により入学した在学生の状況を調査し、制度上の課題を検討する。 (20)

⑳ 留学生の確保と教育・支援

- 入学金・授業料に関する全学的な課題の一つとして、経済的支援を考慮すべき留学生の負担軽減策に関する検討を行う。
- 生命システム科学専攻において、イングリッシュトラックによる留学生の選抜・受入を行う。
- 優秀な留学生の確保に資するため、国際交流センターにおいて奨学金制度の見直しを継続し、その充実を図る。
- 本学への留学を希望する学生及び海外の大学へ留学を希望する学生に対し有益な情報を提供するために、ホームページの充実を図る。
- 国際交流センターにおいて、海外渉外担当教職員による海外の大学等における広報活動を実施する。また、各学部と連携し、海外協定締結校の拡大及び協定に基づく交流事業の進展に取り組む。
- 国際交流センターにおいて、留学生の受入支援事業として「外国人留学生ガイドブック」の配付、滞在に係る諸手続き（在留資格更新手続き・奨学金応募）の支援を行う。
- 日本語教員による習熟度に応じた日本語教育システムを構築し実施する。
- 留学生宿舎の整備に向けた検討を行う。 (21)

〔数値目標：留学生受入数…90人〕

㉑ 定員充足率の改善

- 生命システム科学専攻において、秋季募集（イングリッシュトラック）を実施し、学生の確保に努める。
- 各専攻においてホームページや広報資料の充実に取り組むとともに、進学説明会の開催や他大学等への広報活動を実施する。
- 各専攻において、定員充足率の改善に資する教育・研究情報の発信の拡大等を図る。 (22)

〔数値目標：研究科全体の定員充足率…100%〕

2 学士課程教育に関する取組

2-1 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

㉒ 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

- 教育改革推進委員会と総合教育センターの連携、主導のもと、卒業時に専門分野にかかわらずすべての学生に保証する（修得させる）力について、その具体化に取り組

む。

- 国際文化学科において、全学共通教育科目の履修動向を見極めながら、学科新カリキュラムの運用において、適宜科目の改廃を検討するとともに、「卒業論文」作成に向けた指導の強化を図る。
- 健康科学科において、管理栄養士・栄養教諭養成課程に対するプログラム評価を実施し、学生が修得した力の把握に努めるとともに、検証結果を教育課程の改善につなげる。
- 経営情報学部において、学生の課題発見・解決力、論理的思考力、コミュニケーション・スキル等の修得、並びにアクティブ・ラーニングの拡大の観点から、教育プログラムの充実を図る。
- 学部共通の「フィールド科学」及び環境科学科において、卒業論文に係る中間発表会を3年次の段階で設定し、プレゼンテーション力の向上等に取り組む。
- 生命環境学部において、模擬授業や高大連携事業、並びに初年次教育科目等に学生の積極的な参加を促すため、学生による発表の機会を設ける。
- 保健福祉学部において高等教育推進部門学部会議が中心となって、平成24年度に開始した新カリキュラムの成果を、臨地実習での社会的・専門的能力、NPO法人等との地域連携活動の面から多面的に評価し、検証する。
- 総合教育センターと各学部において、ディプロマ・ポリシーの見直しを行う。(23)

2-2 全学共通教育の充実

⑳ 英語力の全学的な養成

- 総合教育センターと各学部等が連携し、習熟度別クラス編成と少人数教育、eラーニングシステムの活用促進、ラーニングコモンズを活用した英語学修支援等を通して、英語力の全学的な向上に努める。また、平成26年度のTOEIC受検者に対して継続受検を促し、得点向上に資する指導を行う。
- 総合教育センターにおいて受検者増を図るための具体的な方策を検討し、導入する。(24)

〔数値目標：TOEIC受検者のうち450点以上の到達者の割合…35%以上〕

㉑ 地域社会で活躍できる実践力等の育成

- APの取組の一環として、フィールドワークやキャンパスを越えた合同学修の取組を支援する制度の整備を進め、その活用を促すとともに、アクティブ・ラーニングの実践に資する研修会を総合教育センターとの連携により企画・実施するほか、学部の特性に合わせた研修の実施を支援することにより、教員の教育力の向上に努める。
- 全学共通教育の新プログラムにおいて、地域の理解、地域情報発信論、ボランティア活動、留学生と学ぶ広島など、「広島と世界」科目群を中心にアクティブ・ラーニングを展開し、コミュニケーション力や課題解決力等、実践力の育成を図る。(25)

㉒ 国家資格取得のための実習や地域活動を通じた学生の社会的自立の支援

- 健康科学科及び保健福祉学部において、実習施設との連携を深め実習内容の充実を図る。

〔関係6学科の数値目標：学外臨地実習履修率100%〕

- 各学部・学科において、学生の学内・学外での実践活動（地域の行事やイベントを支援するボランティア、地域課題解決に係る調査や提案等）への参加を促進する。
- 国際文化学科において、「インターンシップ」の履修や免許・資格の取得を促進す

る。

- 経営情報学部において、地域における実践的な活動を含む専門科目をフィールドスタディ実践科目と位置づけ、その履修の拡大により教育プログラムの充実を図る。併せて、地域活動を通じて、キャンパス間の学生交流を促進する。
 - 生命環境学部において、「インターンシップ」や「教育実習」のほか、専門教育科目の「フィールド科学実習」「食品資源フィールド科学実習」「資源科学演習」を学外実習・学外実践科目と位置づけ、これら科目の履修を促進する。(26)
- 〔その他各学部・学科の数値目標：学外実習・学外実践等科目履修率…60%〕

⑳ 初年次教育・キャリア科目の充実

- 円滑な高大接続に資するために、推薦入学合格者に対し大学入学前教育（経営情報学部）を継続するとともに、正課外で理科の補習（生命環境学部）を行う。
- 「大学基礎セミナー」において、キャリア形成支援に関する講義を各学科で1コマ実施し、キャリア・ポートフォリオ・ブックの活用促進と「キャリアデベロップメント」への展開を図る。
- 各年次の学生を対象とするキャリアガイダンスを実施する。
- 健康科学科において、授業（総合演習等）の中で多様な職場で活躍している管理栄養士を講師として招聘するほか、食品関連企業の訪問（初年次対象）、業界・企業研究（講師：本学卒業生）並びに就活シンポジウム（講師：採用内定者）を開催し、実践的なキャリア教育を推進する。(27)

㉑ 卒業要件に係る必要単位数の見直し

- 新たな全学共通教育の学生の履修状況や、その成果等を分析・検証し、必要に応じて見直しを検討する。
- 全学共通教育科目に係る新たな卒業要件単位数について、平成27年度入学生からの運用を開始する。(28)

2-3 専門教育の充実

㉒ 一貫した学士課程教育の推進

- 各学部はカリキュラム・ポリシーに基づき、総合教育センターとの連携のもと、初年次から卒業年次にかけての効果的な教育を実施する。
- 国際文化学科において、専門科目の論・基礎演習・演習の段階的な学修等に関する履修指導を強化し、学生の履修状況を継続的に把握するとともに、アンケート調査等により学科新カリキュラムの検証を開始する。
- 健康科学科において、引き続き、教育課程の点検・評価・改善を行うとともに、高い国家試験合格率を維持するための対策講座や模擬試験をきめ細かに実施する。
- 経営情報学部において、カリキュラム・ポリシーに基づき履修指導を強化するとともに、演習や実験に係る授業内容の充実を図り、卒業論文指導を強化する。
- 生命環境学部において、初年次から卒業年次にかけての教育課程の実践と成果を Semesterごとに精査・点検する。
- 保健福祉学部において、学部長や学科長等が中心となって、国家試験合格率を最高水準に維持するための指導を行う。(29)

〔数値目標：標準修業年限内の卒業率…90%〕

〔数値目標：標準修業年限の1.5倍以内の卒業率…95%〕

〔数値目標：卒業時の総合的満足度…85%〕

（何れも各学部・学科）

〔数値目標：管理栄養士国家試験の合格率…95%〕

〔数値目標：看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の各国家試験の合格率…100%〕

〔数値目標：社会福祉士国家試験の合格率…90%〕

〔数値目標：精神保健福祉士国家試験の合格率…95%〕

③⑩ 社会的評価を有する審査・試験の積極的な活用による学修成果の検証

■ 各学部・学科において、専門分野に応じた各種資格・検定試験等（外国語，経営・経済系，情報処理技術，バイオ技術，環境技術，環境福祉コーディネーター等）に関する情報を学生に提供するとともに，支援講座の開設等により学生の受検率及び合格率の向上を図る。

■ 各学部において合格率等の情報を収集し，学修成果の検証に活用する。

■ 国際文化学科において，学科共通専門科目「外国語検定Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」による積極的な単位取得を促す。(30)

〔数値目標：卒業時までにはTOEIC700点以上到達者の割合…10%以上〕（国際文化学科）

〔数値目標：卒業時までには中国語検定2級レベル以上到達者の割合…5%以上〕（国際文化学科）

〔数値目標：卒業時の情報処理技術者試験合格率…60%〕（経営情報学科）

〔数値目標：中級バイオ技術者試験合格率…80%〕（生命環境学部）

〔数値目標：上級バイオ技術者試験合格率…60%〕（同上）

③⑪ 専門分野に係る経過選択制の導入

■ 各学部・学科において入学後の学部・学科とのミスマッチ，学修意欲の低下など，学生が抱える課題に組織的に取り組む。

■ 生命環境学部において平成26年度入学生から導入した，学年進行の過程で専門分野を選べる制度（コース選択制）について，学生への説明を徹底し着実に実施するとともに，学生アンケート等によりその効果の検証を行う。

■ 保健福祉学部において指定規則上の制約等を考慮し，制度設計が可能か検討する。(31)

③⑫ 国際社会や地域社会で活躍できる人材及び専門技術人材の育成

■ 平成27年度入学生から適用する新たな全学共通教育に続き，各学部・学科における今後の専門教育のあり方を必要に応じて検討し，教育改革推進委員会において全体調整を行う。

■ 国際文化学科等において，国際社会や地域社会で活動している方々を講師として招聘し，海外体験発表や講演会を開催する。

■ 健康科学科において平成25年度入学生から取得可能となった食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格について，関係授業科目に関する履修指導を徹底し，当該資格の取得を促進する。

■ 経営情報学部において，「情報活用力診断テスト」や「日経テスト」の受検を促進し，学修成果の可視化と客観化に資する指標として活用する。

■ 生命科学科の「生命科学演習」の授業内容を中級・上級バイオ技術者等の資格取得

を支援する内容に改編し、平成 27 年度から開講する。

■ 保健福祉学部において、地域包括ケアシステムの構築に資する教育内容の充実を図る。

■ 各学部において、国際交流推進事業（学部提案事業）等への学生参加を推進する。
(32)

2-4 キャリア教育の充実

③③ 産学官連携による実践的なキャリア教育の充実

■ 総合教育センターと各学部・学科が連携し、全学共通教育・キャリア科目（「キャリアデベロップメント」「インターンシップ」等）の履修を促進する。

■ 文部科学省採択「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の成果を正課のキャリア科目「キャリアビジョン」に導入し、その充実に努める。

■ 国際文化学科において、国際社会や地域社会で活動している方々を講師として招聘し、授業の公開により広く学生の意識向上に努めるとともに、自己発見レポートⅡの受検により、学生自身の強みや課題の発見を促す。

■ 健康科学科において、授業（総合演習等）の中で多様な職場で活躍している管理栄養士を講師として招聘するほか、食品関連企業の訪問（初年次対象）、業界・企業研究（講師：本学卒業生）並びに就活シンポジウム（講師：採用内定者）を開催し、実践的なキャリア教育を推進する。【再掲 27】

■ 国際交流センターと各学部等が連携し、海外インターンシップに係る官民の制度の活用について、関係機関との調整を進める。

■ 生命環境学部において、地域の多様な人材や資源を活用したフィールド科学教育の充実、インターンシップの活用等により、実践的なキャリア教育を推進する。

■ 保健福祉学部において、正課内・外で企画する種々の講座等により、実践的なキャリア教育を推進する。
(33)

③④ キャリア・ポートフォリオの活用

■ キャリア・ポートフォリオ・ブックを配布し、その活用に資するガイダンスを実施する。全学共通教育・キャリア科目「キャリアデベロップメント」において、利用促進を図る。
(34)

3 大学院教育等に関する取組

3-1 大学院教育に係る教育内容の充実

③⑤ 優れた研究者と高度な専門知識や技術を有する職業人の養成

■ 総合学術研究科において、全学生を対象とするアンケート調査を実施し、総合的な満足度を把握するとともに、満足度を上げる対策を各専攻で講ずる。

■ 各専攻において、大学院生対象の研究活動支援等の制度の活用を促進し、学生の学会発表及び論文の公表を奨励する。
(35)

〔数値目標：標準修業年限内の修了率…90%〕

〔数値目標：標準修業年限の1.5倍以内の修了率…95%〕

〔数値目標：修了時の総合的満足度…85%〕

③⑥ 経営学分野の機能強化

■ MBA設置に向けたプレMBA特別講座を実施し、MBAの学生確保につなげる。(36-1)

- MBA 開設に向け、運営体制を整備し学生募集に係る広報（MBA 説明会等）を行うとともに、入学者の選抜試験を実施する。(36-2)

③7 教員免許制度改革への対応

- 総合教育センター教職委員会及び総合学術研究科において、引き続き教員免許制度改革に係る情報収集に努める。(37)

3-2 助産学専攻科に係る教育内容の充実

③8 実践力のある助産師の養成

- 実習施設との連携を強化し、助産学専攻科の教育プログラムの円滑な運営とその充実に努める。(38)

〔数値目標：助産師国家試験の合格率…100%〕

4 国際化に関する取組

③9 事業方針の制定と国際交流センター〈仮称〉の設置

- 平成 25 年度に策定した事業方針及びアクションプランを促進するため、「グローバル化推進プロジェクト」を引き続き実施する。
- 国際交流センターを設置し、国際交流推進事業、派遣・受入留学生支援事業に総合的に取り組み、本学の国際化を推進する。(39)

④0 海外留学等の促進

- 国際化推進に当たり学生への広報・意識啓発の推進策として、留学に係るホームページや各種パンフレットを充実させ留学に関する情報提供を強化するとともに、個々の学生に対するきめ細やかな留学相談を実施する。
- 国際交流センター・各学部・専攻等が連携し、特に欧米・オセアニア等の英語圏における学生の長期・短期留学先を整備する。また、短期海外研修においては、学生のニーズを踏まえ、日本学生支援機構の海外留学支援制度を活用した短期海外研修プログラムを開発し、海外研修の充実を図る。加えて、海外危機管理対策を充実させる。
- 留学成果の検証を行い、更なる国際化の推進に活用する。
- 海外における学修の単位化について、関係規程（平成 26 年度改定）の定めに基づいて、各学部での運用を図る。
- 各学部における国際交流推進事業（学部提案事業）を推進し、協定締結実績のない国・地域における国際交流協定締結を図る。(40)

〔数値目標：海外留学派遣学生数…100人〕

〔数値目標：国際交流協定締結校数…21校〕

④1 優秀な留学生の受入れ拡大

- 生命システム科学専攻において、秋季募集（イングリッシュトラック）を実施し、学生の確保に努める。【再掲 22】
- 国際交流推進のため、学内各部署や必要に応じて県内の他の機関と連携して、優秀な私費留学生を確保するための取組を検討する。
- 留学生宿舎の整備に向けた検討を行う。【再掲 21】(41)

〔数値目標：留学生受入数…90人〕

④② 外国人留学生と日本人学生との交流促進

- 国際交流センターにおいて、全学共通教育部門と連携し広島スタディツアーの充実を図るとともに、バディ制度の充実や留学生の歓送迎会の開催等を通じ、日本人学生との交流を推進する。(42)

④③ 秋入学制への対応

- 生命システム科学専攻において、秋季募集（イングリッシュトラック）を実施し、学生の確保に努める。【再掲 22】
- 引き続き、秋入学に関する他大学等における議論や動向の把握に努める。
- 健康科学科において、学事暦の柔軟な運用（3年次後期担当講義科目の同期前半での前倒し開講）を試行し、学外実習の早期化、卒業論文への円滑な接続等を図るとともに、学生からの意見聴取等により、その効果を検証する。(43)

5 学生への支援に関する取組

④④ 学修支援

- 各学部・学科において、学修支援の一環として、前掲の教育プログラムの構造の明示（小項目番号（3））、チューターによる学修支援（同（6））、シラバスの充実（同（8））、キャリア・ポートフォリオの活用支援（同（34））、eラーニング教材の活用等に取り組む。
- 健康科学科において、入学直後の履修指導から卒業年次の国家試験受験指導まで、個々の学生の学修状況に応じたきめ細かな指導を行う。
- 円滑な高大接続に資するために、推薦入学合格者に対し大学入学前教育（経営情報学部）を継続するとともに、正課外で理科の補習（生命環境学部）を行う。【再掲 27】
- 生命環境学部において現行カリキュラムの検証を進めるとともに、教育分野ごとに作成した履修選択マニュアルにより履修指導を行う。
- 保健福祉学部において、学生支援部門会議及びチューターと学生相談室が中心になり学修支援と学生生活支援を行う。
- 総合教育センターと各学部・学科が連携し、「大学基礎セミナー」において効果的な初年次導入教育を実施し、その成果の検証を行う。
- AP事業推進部会の主導のもと、AP事業計画に基づき学生の主体的学修（アクティブ・ラーニング）を促す取組を推進するとともに、学修支援アドバイザーの養成等の各種支援制度を構築し、学生の学修意欲の向上に努める。【再掲 10】
- APの取組の一環として、学生が自らの学びを評価する仕組みとなるポートフォリオの導入に向けて、検討を開始する。
- 教室外学修の拡大に資するレポート課題や、シラバスに掲載する参考書・推薦図書の数を増やす取組など、図書等の貸出冊数の拡大につながる取組を全学的に推進する。
- 総合学術研究科において、大学院生に対するアンケート調査を実施し、課題の抽出に努め満足度の向上につなげる。【再掲 5】(44-1)

〔数値目標：学生1人当たり年間図書貸出冊数…15冊以上〕（学術情報C）

〔数値目標：退学者の割合（入学から標準修業年限内）…3%以下〕

〔数値目標：退学者の割合（入学から1年以内）…1%以下〕

（何れも各学部・研究科）

- 学術情報センターにおいて、学生による書店現地における選書ツアー及びウェブによる選書活動を実施し、学生の一層の利用促進を図る。
- 洋雑誌、電子ジャーナル等の価格動向を踏まえ、継続購読の可否を検討する。(44-2)

④5 課外活動支援

- 総合教育センターにおいて、学生の自主的課外活動（全学スポーツ大会、サークル活動発表会、いきいきキャンパスライフ・プロジェクト、ボランティア活動等）を支援する。
- 学業、学術研究・課外・社会活動等において他の模範となる成績を修め、本学の名誉を著しく高めた学生又は学生団体を、理事長・学長が適時適切に顕彰する。 (45)

④6 学生生活の支援

- 総合教育センターと各学部・学科が連携し、在学生対象の「学生意識調査」を実施し、学生の要望を的確に把握し、対応策について関係部署と協議する。
- 総合教育センターにおいて作成した「チューターマニュアル」を活用し、各学部・学科等における学生支援活動の強化を図る。
- 各学部・学科・チューターと学生相談室等とが連携し、欠席日数の多い学生や休学中の学生に対する効果的な支援に努める。
- 各学部・学科等においてオフィスアワーの周知を徹底し、その利用促進を図る。 (46-1)
- 総合教育センター学生支援部門において、学生を取り巻くリスクの多様化を踏まえ、薬物乱用防止、ネット犯罪防止等の防犯並びに学生の健康の維持・増進に資する注意喚起、意識啓発等に、関係機関と連携し総合的・効果的に取り組む。 (46-2)

④7 学生の「こころ」の健康支援

- 総合教育センター学生相談室において、「予防重視」の学生支援を包括的に実施する。
- 学生相談室において、UPI (University Personality Inventory) 心理テストによる要支援学生の早期発見・早期対応とチーム支援を行う。
- 学生相談担当者会議、カウンセラー・ケース会議等を効率的に開催し、学部長・学科長・チューター等を含む関係者間の連携を図る。
- 各キャンパスにおけるピア・サポート活動を定着させるため、引き続きピア・サポート養成・フォローアップ研修の充実を図る。 (47)

④8 就職支援

- キャリアセンターにおいて、学部・学科等と連携して、就職ガイダンス、「企業と学生との合同就職懇談会」や卒業生を講師とする「キャリア教育シンポジウム」の開催、個別相談、求人情報の提供等、きめ細かなキャリア形成・就職支援を行う。
- 文部科学省採択「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」のフォローアップ事業の一つとして、「コミュニケーション講座（大学生としてのマナー）」を広島キャンパスにおいて開講する。
- キャリアセンターにおいて、卒業予定者を対象とするキャリアセンター満足度調査を実施し、調査結果を検証し、関係各事業の改善に資する。
- 総合教育センターと各学部・学科が連携し、全学共通教育・キャリア科目（「キャリアデベロップメント」「インターンシップ」等）の履修を促進する。【再掲 33】 (48)

〔数値目標：就職支援に対する卒業時の満足度…90%〕

〔数値目標：進路（就職・進学）決定率…90%〕

〔数値目標：就職希望者の就職率…100%〕（何れも各学部・研究科）

④9 卒業生に対するキャリア支援

- キャリアセンターと各学部・学科等が連携し、就職未決定等の希望者に対する既卒者求人情報の配信や面談等により、卒業生に対する支援機能を強化する。(49)

6 大学連携推進に関する取組

⑤0 大学連携の推進

- 一般社団法人教育ネットワーク中国や県内大学等と連携して、「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点として活用し、大学連携を積極的に推進する。
- 「サテライトキャンパスひろしま」の運用について、平成26年度実績を上回る利用を促進する。
- 県内他大学との連携の一環として、単位互換制度の運用に取り組むとともに、合同学会（広島保健福祉学会学術大会・学術集会等）により、教育・学術交流を深める。
- 学術情報センターにおいて、教育・研究成果物を収集・蓄積し、学内外へ発信する学術情報リポジトリを他大学と共同運用する。(50-1)
- MBA設置に向けたプレMBA特別講座を実施し、MBAの学生確保につなげる。
【再掲 36-1】(50-2)

⑤1 サテライトキャンパスの設置と活用

- 一般社団法人教育ネットワーク中国や県内大学等と連携して、「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点として活用し、大学連携を積極的に推進する。【再掲 50-1】
- 地域連携センターが主催する各種公開講座等を「サテライトキャンパスひろしま」において開講するほか、自治体や美術館・博物館の協力を得て、「サテライトキャンパスひろしま」の利用促進を図る。(51)

⑤2 新たな共同教育プログラムの開発・実施

- 県内大学と連携し、次の2つの講座（広島県補助事業）を継続実施するとともに、新たな教育プログラムについても検討する。
○広島工業大学を代表校、本学ほかを連携校とする大学連携講座
（グローバル人材育成に係る県補助事業）
○広島文化学園大学を代表校、本学ほかを連携校とする大学連携講座
（グローバル人材育成に係る県補助事業）(52)

II 地域に根ざした高度な研究（研究の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する取組

(1) 重点的研究分野の明確化と研究推進

① 重点的研究分野の明確化

- 平成26年度に引き続き、中期計画の重点的研究分野を平成27年度の重点研究事業の研究分野とする。
- 重点研究事業の採択件数を絞り、質の高い研究課題を選定して重点化を推進する。(53)

(2) 学際的・先端的研究の推進

② 学際的・先端的研究の推進

- 重点研究事業に係る各募集区分において、募集及び審査を適正に行うとともに、外

部有識者等による評価を含む事後評価についても適切に行う。

- 重点研究事業の応募要件等について更なる見直しを行い、学際的・先端的研究を推進する。(54)

(3) 研究の質の向上

③ 第三者評価等の活用

- 大学機関別認証評価の2回目の受審に向けた体制整備・情報収集に併せて、引き続き大学機関別選択評価に関する情報の収集に努める。
- 重点研究事業に係る各募集区分において、募集及び審査を適正に行うとともに、外部有識者等による評価を含む事後評価についても適切に行う。【再掲 54】(55)

2 研究実施体制等の整備に関する取組

(1) 産学官連携の推進

④ 地域における共同研究の推進と地域への還元

- 本学が主体となって地域に情報を発信する多様な機会を設けて、大学の知的資源の地域への還元及び共同研究や応用的研究を推進する。
- 地域連携センターにおいて自治体や協定締結機関、学外関連組織等との連携を強化し、ICTシステムを活用して連携の質的強化を図る。
- 地域連携センターにおいて「研究者紹介名簿」の冊子版及びホームページを改訂し、活用を図る。(56)

(2) 外部研究資金の獲得支援

⑤ 競争的資金の獲得支援

- 各学部・学科等において、引き続き、科学研究費補助金の高い申請率と獲得件数の維持に努める。
- 地域連携センターにおいて、提案公募型の競争的外部資金の獲得に向けて、学内各部署等や学外組織とも連携し、研究組織や研究計画のコーディネートを行う。
- 競争的外部資金等の公募情報を収集し、関係情報の学内での共有化を図る。(57)

〔数値目標：科学研究費補助金の申請率（応募件数／教員数）…95%以上〕

〔数値目標：科学研究費補助金の獲得件数…80件以上〕

⑥ 共同・受託研究の積極的受入

- 地域連携センターと各学部・学科等が連携し、学内の研究シーズ・成果の積極的な公開及び企業等ニーズとのマッチング作業を円滑に行い、外部資金や受託・共同研究資金の獲得に努める。(58)

(3) 研究費の効果的な配分

⑦ 研究費の効果的な配分

- 基本研究費の配分について、教員の活動実績（教育・研究・地域貢献・大学運営）を総合的に評価し、その結果を積極的に活用する取組を継続する。
- 給与反映に向けた教員業績評価制度の評価項目・基準等の改定状況に合わせ、基本研究費の配分基準に関する見直しに着手する。(59)

(4) 研究費の適正使用の徹底

⑧ 教職員の意識醸成

- 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正内容に沿って、学内関係規程を改正し、学内における

責任体系を明確にするとともに、「研究費の不正使用」及び「研究活動における不正行為」の事前防止のための取組（説明会、eラーニング等）を実施する。また、規程改正の内容について、ウェブ上で公開するとともに、教職員への説明会を実施し、周知を徹底する。(60)

Ⅲ 大学資源の地域への提供と新たな知的資産の創造（地域貢献に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 地域における人材の育成に関する取組

(1) 生涯を通じた学びの場の提供

① 地域の人材育成機能の強化

- 地域連携センターと各学部等が連携し、本学の特徴を生かした、社会人や専門職業人を対象とする人材育成講座（各種資格試験対策講座、青少年育成カレッジ総合講座、ユースアドバイザー養成講習会等）を開講する。
- MBA 設置に向けたプレ MBA 特別講座を実施し、MBA の学生確保につなげる。
【再掲 36-1】 (61)

② 地域課題解決に資する人材育成プログラムの開発・提供

- 地域連携センターが中心になって、自治体や協定先、NPO 法人等学外諸機関と学内部局等との連携を図り、社会人向けの人材育成に係る講座やセミナーを実施する。
- 総合教育センターを中心として、他大学における履修証明制度の導入状況について情報収集し、各学部や地域連携センターと連携して本学での導入を検討する。また、既設授業科目との連携を視野に入れた人材育成プログラム（例：地域の理解と課題解決）の開発・提供を検討する。【一部再掲 20】
- MBA 設置に向けたプレ MBA 特別講座を実施し、MBA の学生確保につなげる。
【再掲 36-1】 (62)

③ マネジメント人材の養成

- 県や市区町、企業と連携・協働し、求める人材のコンセプトを明らかにし、多様な手法を用いて地域活性化や地域おこしに貢献できる人材の育成に積極的に取り組む。(63)

④ 専門職養成や研修機会の提供

- 教員免許状更新講習や看護教員養成講習会等の専門職養成講座、並びに理学療法士やケアマネジャーの学び直しを目的とした公開講座等を開講する。(64)

⑤ 公開講座の質的充実

- 地域連携センターと各部局等が連携し、高度な学習ニーズに対応した質の高い公開講座を企画し、「サテライトキャンパスひろしま」で提供するとともに、受講者アンケートの結果を分析し、質的改善につなげる。
- MBA 設置に向けたプレ MBA 特別講座を実施し、MBA の学生確保につなげる。
【再掲 36-1】 (65-1)
- 地域連携センターが主催する資格取得支援講座、専門性の高い講座、学び直し講座等、地域社会における高度な学習ニーズに対応した公開講座を、各キャンパスにおいて開講する。(65-2)

【数値目標：すべての公開講座受講者の満足度…80%】

⑥ 大学施設等の地域への開放

- 各キャンパスの図書館を引き続き学外者の利用に供するとともに、図書館機能を生かした企画展示等を実施し、地域への開放に努める。
 - 教室やグラウンド等、大学施設の地域への貸出を適切に行う。
 - 一般社団法人教育ネットワーク中国や県内大学等と連携して、「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点としての利用に供する。
- 【再掲 50-1】 (66)

2 地域との連携に関する取組

(1) 地域貢献・連携（COC）機能の強化

⑦ シンクタンク機能等の強化

- 地域連携センターと各学部等が連携し、自治体や地域団体との意見交換・情報共有活動により地域社会や産業界の課題を抽出し、協働で現状を調査し課題解決策を探る。
 - 地域戦略協働プロジェクト事業の効果検証とその成果について広報活動を行う。
- (67)

⑧ 地域連携・交流機能の強化

- 地域連携センターにおいて「ひろしまクラウドキャンパス」システムの稼働に向け、自治体等との調整を進める。
 - 宮島学センターにおいて、宮島学研究、宮島学教育の成果を生かした、地域との連携活動を推進する。
 - フィールド科学教育研究センターの知名度の向上と事業の推進を図るため、同センターにおいて、センター報の発行や地域連携事業の成果報告会等を企画する。
 - 「サテライトキャンパスひろしま」において、地域の教育拠点、学生・社会人の交流拠点機能の強化に資する、大学連携、県内大学による各種公開講座を開催する。
- (68-1)
- 美術館や図書館、協定金融機関等と連携し、公開講座等の各種事業を展開し、地域活性化に貢献する。
 - 美術館等の「キャンパスメンバーズ制度」の会員校として、同制度に基づく文化施設の利用を促進する。
- (68-2)

⑨ 知的財産の技術移転の促進

- 地域連携センターと各学部・学科が連携し、各種展示会やイベント等への出展により、地域貢献・連携活動の成果や実績について情報提供を行うとともに、情報発信力の強化に努める。
 - 地域連携センターにおいて技術移転等に関する相談に随時対応する。
- (69)

⑩ 産学交流の推進

- ひろしま産業振興機構をはじめとする学外の産学交流支援機関との連携を強化し、交流事業の共同開催等を推進する。
- (70)

(2) 地域貢献・連携活動の質的向上

⑪ 地域貢献・連携活動への学生の参加促進

- 地域連携センターと各学部等が連携し、自治体等と協働で実施する地域貢献事業などの情報を学生に積極的に提供し、学生の主体的な参加を促す。
- 学生の主体的・積極的な地域貢献・連携活動を促進・支援する仕組みの構築について、地域連携センター・総合教育センターと各学部等が連携して取り組む。【関係項

⑫ 地域貢献・連携活動の見える化

- 地域連携センターと各学部・学科が連携し、各種展示会やイベント等への出展により、地域貢献・連携活動の成果や実績について情報提供を行うとともに、情報発信力の強化に努める。【再掲 69】
- 学生の主体的な活動を含む地域貢献・連携事業の成果について、地域連携センターや各学部等のホームページ等を通じて積極的に発信する。
- 地域連携センター報等を活用し、地域貢献・連携活動の見える化を効果的に推進する。(72)

IV 大学運営の効率化（法人経営に関する目標）を達成するために取るべき措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する取組

(1) 組織運営の改善

① 組織運営に係る留意事項と体制の強化

- 理事長・学長が、教育研究審議会や目標・計画に係る説明会等の機会を通じてメッセージを発信するとともに、教職員との意見交換に努め、共通理解を深める。
- 理事長・学長のリーダーシップのもと、目標・計画委員会等を通じ、全教職員に対し、中期目標・中期計画、年度計画及び重点項目の周知・徹底を図る。(73-1)
- 重点的に取り組むべき事業や課題に応じて、理事及び学長補佐等を適切に任命するとともに、MBA の設置や国際化を一層推進するための体制を強化する。(73-2)

② 資源配分の重点化

- 今後の大学改革の方向性について情報収集に努めるとともに、MBA 開設に向けて体制を構築するなど、大学改革の検討状況及びスケジュール等を勘案し、適切な人員配置や財源配分に努める。
- 厳しい財政状況を踏まえつつ、引き続き「国際交流推進事業」及び「経営学機能強化事業」等の積極的な展開を図る。(74)

③ 教育運営体制の整備と全学的な教学マネジメント

- 大学運営や組織体制、職員の能力開発に関する先進事例の把握や課題の抽出に、引き続き取り組む。
- 全学的な教学マネジメントの確立に係る取組を更に進めるため、教育改革推進委員会がより効率的に機能するよう組織改編を行うなど、学長のトップマネジメント体制の構築を促進する。【何れも再掲 11】(75)

④ コンプライアンスの確保

- 平成 26 年度に策定した内部統制基本方針を学内に周知し、コンプライアンスを確保するとともに、大学経営に係るリスクマネジメントに努める。(76)

(2) 教職員の教育力等の向上

⑤ 多様な教育・研究人材の確保

- 本学の教育、研究、地域貢献の機能向上を図るため、任期制や年俸制等の人事制度を活用し、教育力や研究力等に優れた多様な経歴を有する教員を採用する。なお、MBA の設置に係る専任教員の編制については、大学設置・学校法人審議会における審査を経て決定する。(77)

⑥ 教員業績評価制度の適切な運用

- 平成 26 年度に整備した教員業績評価システムを適切に運用し、教員業績評価制度の給与等への反映について、平成 28 年度の試行、平成 29 年度の正式導入に向け、専門部会での検討を経て、教員業績評価委員会において成案を策定する。(78)

⑦ 教員の教育研究力等の向上

- 教員の教育・研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、FD を着実に実施するとともに、教員学外研修助成制度による海外派遣を適切に運用する。(79)

⑧ 職員のマネジメント力の向上

- 「事務職員人材育成プラン」に基づき、階層別研修、スキルアップ研修等を学内で企画・実施し、職員の資質向上を図るとともに、学外で開催される研修会等に職員を派遣することで、大学で特に必要となる能力を開発し、「大学人」としての意欲と資質を備えた職員の育成に努める。
- 職員の自己啓発を促すため、新たな自己啓発支援制度について検討する。(80-1)
- 職員配置計画（平成 25 年度～）に基づき、平成 28 年度法人職員等採用方針を策定し、事務職員の募集・選考を適切に行う。
- 平成 27 年度に目標管理制度を試行するとともに、平成 28 年度の本格導入に向けた方策等について具体化を図る。(80-2)

(3) 業務執行の効率化

⑨ 業務執行の効率化

- 平成 27 年度重点事業や業務量の増減を踏まえて組織体制の見直しを行うとともに、事務処理権限の見直しなど、業務執行体制の効率化に取り組む。(81)

(4) 戦略的広報の推進

⑩ 戦略的広報の展開

- 外部アドバイザーの分析結果等を有効活用し、新たな年間広報計画を策定するとともに戦略的な広報に努める。
- 広報研修会等により、広報に係る教職員の意識醸成を図る。(82)

⑪ 多様な広報媒体の活用

- 広報室が各部局等と連携し、大学ホームページやソーシャル・ネットワーク・サービスを通じて、利用者に有益な情報の発信に努める。(83)

2 財務内容の改善に関する取組

(1) 自己収入の改善

⑫ 外部資金の獲得

- 各学部等が中心になって、企業等との共同研究、受託研究を推進するほか、各種の競争的資金の獲得に向けて情報収集と申請を行い、外部資金の着実な獲得に努める。
 - 地域連携センターにおいて、提案公募型の競争的外部資金の獲得に向けて、学内各部局等や学外組織とも連携し、研究組織や研究計画のコーディネートを行う。【再掲 57】(84)
- 〔数値目標：外部資金の年間獲得総額… 2 億円以上〕

⑬ 多様な収入源の確保

- 地域連携センターと学内各部局等が連携し、有料公開講座の受講料、商品化につな

がる産品に係る技術指導等収入の確保に努める。

- 教室やグラウンド等、大学施設の地域への貸出を適切に行う。【再掲 66】 (85)

(2) 経費の抑制

⑭ 人件費の抑制

- 理事長・学長のリーダーシップのもと、教職員配置計画（平成 25 年度～）に基づき、中長期的な視点に立った教育課程の再編計画等を踏まえた教員採用を行い、適正な人員配置に引き続き努める。 (86)

⑮ 経費の節減

- 施設管理業務に係る契約期間の見直し、及び契約方法の競争的環境の確保等により、管理経費を抑制する。
- 「省エネルギー診断」（一般社団法人 省エネルギーセンター・平成 25 年受診）結果に基づく省エネ対策を推進し、省エネ法に基づく目標数値の達成に努める。
- 環境への負荷の更なる低減に努めるため、スーパークールビス等の新たな省エネ対策を推進し、オフィスコストの削減を図る。 (87)

(3) 資産の管理・運用の改善

⑯ 資産の適正な管理

- 平成 26 年度に策定した「長期保全整備計画」に基づき、大学施設・設備等の計画的な整備に努める。
- 財務課において固定資産（50 万円以上）及び管理物品（10 万円以上 50 万円未満）について、引き続き毎年度実査を行い、適正な資産管理に努める。 (88)

⑰ 資金の適正な運用

- 資金管理計画を定め、財務課において、安全性が高く効率的な資金運用を行う。 (89)

3 自己点検・評価に関する取組

⑱ 到達目標の可視化と各種データ・資料の収集

- 目標・計画委員会が主催する目標・計画に係る説明会（前期・後期各 1 回）の開催等により、年度計画の周知徹底を図る。
- 業務評価室と各部局等が連携し、第二期中期計画で設定した数値目標について、平成 26 年度の取組状況や進捗状況を把握し、公開する。
- 法人や大学の運営状況を示す指標となる各種データや資料を継続的に収集・蓄積する。 (90)

⑲ 自己点検・評価の実施と評価結果の活用

- 各部局等や業務評価室による自己点検・評価、並びに広島県や同公立大学法人評価委員会への関係資料の提出などを、適切かつ効果的に行う。
- 大学機関別認証評価結果等への各部局等の対応状況をフォローアップするなど、評価結果を大学運営の改善に適切に反映させる取組を着実に実施する。 (91)

⑳ 目標・課題の共有化

- 目標・計画委員会が主催する目標・計画に係る説明会（前期・後期各 1 回）の開催等により、年度計画の周知徹底を図る。
- 業務評価室と各部局等が連携し、第二期中期計画で設定した数値目標について、平成 26 年度の取組状況や進捗状況を把握し、公開する。

- 法人や大学の運営状況を示す指標となる各種データや資料を継続的に収集・蓄積する。【何れも再掲 90】 (92)

4 その他業務運営に関する重要な取組

(1) 危機管理・安全管理と人権侵害の防止

⑳ 危機管理・安全管理

- 大規模災害の発生に備えた非常用物資の備蓄を計画的に実施するとともに、マニュアルに従い消防訓練を実施する。
- 危機事象に対応したマニュアルを整備する。また、危機管理委員会を開催し、学内の危機管理体制の充実を図る。 (93)

㉑ 人権侵害の防止

- ハラスメント防止ガイドラインに基づき、「ハラスメントを許さない、ハラスメントと闘う」という本学の基本姿勢を教職員等に徹底するとともに、研修会等の啓発活動を実施する。
- 全学共通教育科目「人権論」の授業を通じて、人権に関する意識の啓発を図る。 (94)

(2) 情報公開の推進

㉒ 情報公開の推進

- 法的に義務化された事項について、最新の情報に更新するなど、適切な情報提供に努めるとともに、本学のホームページを通じて積極的に情報公開を推進する。
- イン트라ネットに設けた学内者向けのサイト等を通じて、学内における情報共有に努める。
- 教育情報の活用・公表のためのデータベース「大学ポートレート」について、その構築状況を踏まえて対応する。 (95)

(3) 施設設備の整備・活用

㉓ 計画的な施設整備・活用と環境への負荷に対する配慮

- 平成 26 年度に策定した「長期保全整備計画」に基づき、大学施設・設備等の計画的な整備に努める。【再掲 88】 (96-1)
- 施設・設備の更新に当たっては、省エネ・省資源の観点から環境への負荷の低減に努めることとし、省エネ性能に優れた機種を導入を進める。 (96-2)

㉔ ICTを活用した大学運営システムの整備

- 現行ネットワークを安定的に運用するとともに、次期ネットワーク環境について公募プロポーザルを実施し整備を行う。
- 老朽化した遠隔講義システムについて、競争性を確保できる契約環境のもとで、同システムを更新整備する。
- 情報セキュリティ水準の向上のため、情報資産の分類及びレベルに応じた取り扱い方法について整理する。 (97-1)
- 「サテライトキャンパスひろしま」や他大学との遠隔講義システムによる接続が必要となった場合は、その都度対応方策を検討する。 (97-2)

㉕ 学生の学修環境の整備

- 学生の自主的な学修活動を支援するため、環境整備の一環として、自習やグループワークで活用できる教室等の充実や、大学院生等による学修支援制度の導入に向けた

取組を行う。 (98-1)

- ラーニングコモンズに引き続きアドバイザーを配置するとともに、施設の利用方法を周知するなど、更なる利用促進に努める。 (98-2)

(4) 支援者との連携

⑳ ステークホルダーとの連携強化

- 総務課が中心になって、本学への理解の深化に資する講演会を、開学 10 周年記念式典に合わせて実施する。
- ホームページ等を通じて、本学の教育研究活動に関する情報提供の充実を図るとともに、総務課が中心になって保護者からの要望を踏まえた後援会会員対象の事業（学食ランチの試食、就職に関する講演会、個別相談等）を実施する。 (99)

㉑ 卒業留学生組織

- 帰国した留学生等の協力を得て、海外協定校の開拓や、海外で行う大学説明会などのリクルート活動を行う。 (100)

V 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	3,370
学生納付金収入	1,662
診療センター収入	20
その他の自己収入	84
目的積立金取崩	258
外部資金収入	87
補助金収入	119
借入金収入	0
計	5,602

区 分	金 額
支出	
人件費	3,496
一般管理費	630
教育研究経費	771
教育研究支援経費	395
学生支援経費	88
診療経費	12
外部資金事業費(受託等分)	87
外部資金事業費(補助金分)	13
施設整備費	106
借入金償還金	0
計	5,602

注1) 収入について、運営費交付金収入は、標準運営費交付金収入のみを計上しており、特定運営費交付金(退職手当・赴任旅費等特定の経費に充当)収入は計上していない。

注2) 支出について、特定運営費交付金に係る支出は計上していない。

注3) 外部資金には、科学研究費補助金(間接経費を除く。)を含まない。

2 収支計画（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	5,495
経常費用	5,495
業務費	4,725
教育研究等経費	1,029
外部資金等経費	200
人件費	3,496
一般管理費	615
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	153
臨時損失	0

区 分	金 額
収入の部	5,341
経常収益	5,341
運営費交付金収益	3,239
学生納付金収益	1,662
外部資金等収益	87
補助金等収益	119
資産見返運営費交付金戻入	111
資産見返物品受贈額戻入	17
財務収益	2
雑益	102
臨時利益	0
純利益	△153
目的積立金取崩額	153
総利益	0

注) 収支計画と予算との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

3 資金計画（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	8,602
業務活動による支出	5,341
投資活動による支出	3,235
財務活動による支出	25
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	8,102
業務活動による収入	5,493
学生納付金収入	1,662
外部資金収入	87
運営費交付金収入	3,370
雑収入	373
投資活動による収入	2,608
財務活動による収入	0

注）資金計画と予算との額の違いは、資金運用に係るものである。

VI 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。